



発行 新潟県
第 85 号
 平成29年11月7日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1183 応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
- 1184 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1185 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1186 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1187 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1188 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 1189 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 1190 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 1191 保安林の指定解除（治山課）
- 1192 保安林の指定解除（治山課）
- 1193 公共測量の実施通知（監理課）
- 1194 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1195 公有水面埋立の免許（河川管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（医務薬事課）
- 特定調達契約の落札者等（基幹病院整備室）
- 新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果（基幹病院整備室）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 平成30年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考（義務教育課）
- 平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部の幼児、生徒募集（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第1183号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定期 間

黒川病院	胎内市下館字大開1522	平成29年10月25日から 平成32年10月24日
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2-4-1	平成29年10月25日から 平成32年10月24日
柏崎厚生病院	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地1	平成29年10月25日から 平成32年10月24日
田宮病院	長岡市深沢町2300番地	平成29年10月25日から 平成32年10月24日

◎新潟県告示第1184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
美佐島薬局	南魚沼市余川3361-3	育成医療・更生医療	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
アイン薬局新発田店	新発田市緑町 2丁目20番19号-19	育成医療・更生医療	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	住 所	担当する医療の 種 類	廃止年月日
有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町 2丁目21番21号	育成医療・更生医療	平成29年9月30日

◎新潟県告示第1187号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
三条市企業立地促進地域	三条市西裏館の全部 三条市東裏館の全部 三条市旭町の全部 三条市横町の全部 三条市林町の全部 三条市興野の全部 三条市上田島の全部 三条市西大崎の全部 三条市下坂井の全部 三条市北入蔵の全部 三条市下須頃の全部 三条市上須頃の全部 三条市東三条の全部 三条市塚野目の全部 三条市南新保の全部 三条市南四日町の全部 三条市東新保の全部 三条市西本成寺の全部 三条市東本成寺の全部 三条市金子新田の全部 三条市曲渕の全部 三条市土場の全部 三条市栗林の全部 三条市三貫地新田の全部 三条市直江町の全部 三条市大宮新田の全部 三条市荻島の全部 三条市井戸場の全部 三条市福島新田の全部 三条市猪子場新田の全部 三条市一ツ屋敷新田の全部	平成29年10月25日

◎新潟県告示第1188号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	11者	則清堅田211番ほか164筆 17.4ha
胎内市	9者	八幡川原917番1ほか137筆 17.0ha
聖籠町	1者	二本松川田2391番1ほか8筆 1.0ha

新潟市	24者	北区横井中郷海老510番ほか343筆 29.6ha
三条市	5者	井栗梅田乙358番2ほか50筆 6.6ha
見附市	2者	漆山町二軒寄合2178番ほか3筆 2.3ha
小千谷市	1者	片貝町中原9051番2ほか9筆 0.8ha
十日町市	14者	松之山松口下原1297番ほか99筆 9.9ha
津南町	1者	上郷宮野原8829番1ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	清里区馬屋前田715番ほか30筆 3.4ha
糸魚川市	1者	梶屋敷藤ノ木867番1ほか3筆 0.4ha
佐渡市	10者	金井新保東道崎67番ほか52筆 7.1ha
合計	83者	913筆 96.2ha

2 申請年月日

平成29年10月26日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1189号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	丸山 佳祐	新潟県長岡市宝2-3-10フローレンスII202	もみ、玄米、大麦、大豆	K1527023				
備考	略称『新潟県検査協会』平成29年11月7日 農産物検査員1名の住所変更。検査員合計677名。							

◎新潟県告示第1190号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
31515030006	ND47	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム

				株式会社
31515030008	ND49	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030005	ND57	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030006	ND58	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030008	ND60	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030009	ND61	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030010	ND62	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030011	ND63	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030012	ND64	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030014	ND66	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030001	ND68	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030002	ND69	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030003	ND70	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030004	ND71	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030005	ND72	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030006	ND73	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030007	ND74	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

31715030008	ND75	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030009	ND76	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030010	ND77	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030011	ND78	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030012	ND79	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030013	ND80	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030014	ND81	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030015	ND82	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030016	L6-1A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030016	L14-1A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030017	L38-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030018	L43-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030017	L45-1A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31515030013	W18-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31615030021	W23-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030018	W45-1A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
31715030019	W51-1A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム

◎新潟県告示第1191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年11月7日

新潟県村上地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市北新保字砂山683の1（次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県村上地域振興局農林振興部庶務課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年11月7日

新潟県村上地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市北新保字砂山683の1（次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県村上地域振興局農林振興部庶務課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1193号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山隆一

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）2点
- 2 作業期間 平成29年10月19日から平成29年12月18日まで
- 3 作業地域 小千谷市大字塩殿地内

◎新潟県告示第1194号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山隆一

- 1 起業者の名称
上越市
- 2 事業の種類
（仮称）上越市体操アリーナ整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
上越市大潟区九戸浜地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

(仮称)上越市体操アリーナ整備事業(以下「本件事業」という。)は、公共の用に供する施設を上越市が設置するもので、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について、必要な経費を今年度予算措置しているとともに、来年度以降の予算措置についても確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

上越市では、とりわけ大潟区において、その歴史の中で体操競技との関わりが深く、体操競技の振興のために永続的な活動を続けており、平成20年に「大潟体操アリーナ」を建設した。この大潟体操アリーナは、器械体操専用の練習施設として評価の高い施設であり、全国の学校やクラブをはじめ、海外のクラブからも練習や合宿の申込みがある。近年では、高齢者の健康体操やスポーツ競技者の体幹トレーニングのためにも利用されており、定員超過のため利用調整に苦慮しているとのことである。また、大潟体操アリーナは、器械体操の練習専用施設であるため、大会を実施する場合でも観客席がなく、また、狭小敷地に建設しているため、駐車場や選手の更衣室、トイレ等の施設が不足している状況である。さらには、地元の体操クラブから、新体操やトランポリンができるようにとの要望があるが、施設の高さ不足から、現在これらの競技はできない。そこで、市では、大規模な体操競技の大会のほか、新体操やトランポリンもできる新たな体操アリーナを起業地に建設することとしたものである。

本件事業の実施により、利用者の増加に対応し、大会の円滑な実施が可能となるだけでなく、体操競技の全種目(器械体操、新体操及びトランポリン)の練習環境が整うこととなり、大潟体操アリーナとともに「体操のまち上越」を支える両輪として、その果たす役割は大きいものと認められる。

また、大潟体操アリーナに近い本件起業地に建設することで、利用人数や練習種目によって、両施設を使い分けすることができ、様々な要望に対応することが可能となる。両施設合わせて、日本有数の総合的な体操専用施設となることから、各種大会を通じて、トップレベルの技術に触れる機会が増え、体操競技者のみならず、市民にとっても高い利益があるものと認められる。さらには、スポーツを通じた交流人口の増加による経済効果や観光振興の効果も期待できるものである。

本件事業による周辺環境への影響として、景観の悪化や施設利用者の自動車騒音等の環境悪化が考えられるが、施設は低彩度の外壁とし、敷地周囲に樹木を残したりフェンスを設置するなどして近隣住家への騒音等の影響を緩和することとしていることから、周囲への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、希少な野生動植物の生息生育は認められず、また、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく埋蔵文化財包蔵地に該当せず事業の実施に支障がない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、大潟体操アリーナとの相乗効果を最大限に活用するため、大潟区に建設することを条件に、周辺道路事情や経済的条件、付近の公共施設の状況などをも勘案して、3箇所を選定し比較検討した結果、両施設をバスで移動することが可能で、付近の公共施設や観光施設を活用してのトレーニングや合宿ができるなどの利便性や経済効果を期待でき、大潟体操アリーナとの相乗効果が最も発揮できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、利用者の増加に伴う支障を解消し、安全かつ円滑な体操競技の大会運営のため必要な施設であり、この状態が継続すると、大会運営に支障が生じ、利用希望者にとって大きな機会損失である。また、地元の体操クラブからは早急な施設機能の充足を求められており、本件事業を早期に施行する必要性

は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育委員会体育課

◎新潟県告示第1195号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立を次のとおり免許した。

平成29年11月7日

新潟県佐渡地域振興局長

1 埋立免許年月日

平成29年10月17日

2 出願人の名称及び住所

(1) 名称 佐渡市

(2) 住所 佐渡市千種232番地

(3) 代表者氏名 佐渡市長 三浦 基裕

(4) 代表者住所 佐渡市四日町587番地2

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市平松237番6から304番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び458の地点と338の地点を直線で結んだ線で囲まれた区域

458の地点 「G P S. 2」基準点（北緯38度11分14秒、東経138度28分47秒）から211度54分19秒49.156メートルの地点

459の地点 458の地点から179度30分38秒16.744メートルの地点

460の地点 459の地点から186度39分34秒24.067メートルの地点

461の地点 460の地点から222度19分53秒26.061メートルの地点

462の地点 461の地点から265度52分51秒25.128メートルの地点

463の地点 462の地点から311度27分25秒13.226メートルの地点

311の地点 463の地点から41度28分07秒2.250メートルの地点

318の地点 311の地点から45度37分43秒2.771メートルの地点

319の地点 318の地点から55度09分53秒12.224メートルの地点

320の地点 319の地点から77度21分55秒5.047メートルの地点

321の地点 320の地点から92度49分09秒7.075メートルの地点

322の地点 321の地点から69度44分36秒6.495メートルの地点

323の地点 322の地点から52度57分19秒7.536メートルの地点

324の地点 323の地点から45度51分43秒3.196メートルの地点

325の地点 324の地点から71度45分38秒0.741メートルの地点

326の地点 325の地点から108度39分25秒0.815メートルの地点

327の地点 326の地点から130度09分25秒4.237メートルの地点

328の地点 327の地点から58度32分29秒1.032メートルの地点

329の地点 328の地点から126度57分43秒1.491メートルの地点

330の地点 329の地点から117度22分59秒1.002メートルの地点

464の地点 330の地点から76度35分38秒4.321メートルの地点

465の地点 464の地点から343度31分08秒1.131メートルの地点
 331の地点 465の地点から349度05分16秒3.248メートルの地点
 332の地点 331の地点から321度36分30秒4.436メートルの地点
 333の地点 332の地点から319度36分45秒3.139メートルの地点
 334の地点 333の地点から286度26分44秒2.140メートルの地点
 335の地点 334の地点から287度26分50秒0.587メートルの地点
 336の地点 335の地点から8度40分37秒10.758メートルの地点
 337の地点 336の地点から27度14分52秒11.862メートルの地点
 338の地点 337の地点から24度21分45秒5.236メートルの地点

(3) 面積

1,112.06平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市平松219番1、219番2、219番3、237番2、237番6及び304番2地内並びに同市平松219番3から304番2に至る間の地先公有水面、国有海浜地及び道

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び400の地点と457の地点を直線で結んだ線で囲まれた区域

400の地点 「G P S. 2」基準点(北緯38度11分14秒、東経138度28分47秒)から348度19分15秒13.752メートルの地点
 401の地点 400の地点から213度21分16秒5.254メートルの地点
 402の地点 401の地点から213度59分40秒4.752メートルの地点
 403の地点 402の地点から214度21分40秒2.202メートルの地点
 380の地点 403の地点から124度17分46秒20.794メートルの地点
 381の地点 380の地点から214度17分57秒3.000メートルの地点
 404の地点 381の地点から304度17分50秒20.838メートルの地点
 405の地点 404地点から214度10分42秒7.321メートルの地点
 384の地点 405の地点から124度17分50秒20.834メートルの地点
 385の地点 384の地点から214度13分49秒3.000メートルの地点
 406の地点 385の地点から304度17分48秒17.814メートルの地点
 407の地点 406の地点から214度17分47秒6.186メートルの地点
 408の地点 407の地点から214度13分21秒10.535メートルの地点
 409の地点 408の地点から155度14分30秒1.673メートルの地点
 410の地点 409の地点から214度18分31秒1.875メートルの地点
 411の地点 410の地点から191度48分02秒3.344メートルの地点
 412の地点 411の地点から179度59分36秒8.481メートルの地点
 413の地点 412の地点から179度37分04秒3.147メートルの地点
 414の地点 413の地点から84度00分19秒5.438メートルの地点
 415の地点 414の地点から169度35分02秒4.978メートルの地点
 302の地点 415の地点から174度26分05秒13.497メートルの地点
 303の地点 302の地点から189度03分01秒7.794メートルの地点
 304の地点 303の地点から185度21分17秒19.556メートルの地点
 305の地点 304の地点から220度30分46秒6.877メートルの地点
 306の地点 305の地点から218度36分58秒26.162メートルの地点
 307の地点 306の地点から269度42分38秒32.844メートルの地点
 308の地点 307の地点から318度17分49秒4.106メートルの地点
 309の地点 308の地点から318度32分41秒8.966メートルの地点
 416の地点 309の地点から326度05分07秒7.502メートルの地点
 417の地点 416の地点から4度45分18秒6.707メートルの地点
 418の地点 417の地点から5度42分38秒6.482メートルの地点
 419の地点 418の地点から57度56分18秒4.108メートルの地点
 420の地点 419の地点から25度31分24秒6.862メートルの地点

421の地点	420の地点から16度07分58秒10.627メートルの地点
422の地点	421の地点から23度18分24秒10.016メートルの地点
423の地点	422の地点から23度42分55秒10.020メートルの地点
424の地点	423の地点から23度04分06秒12.017メートルの地点
425の地点	424の地点から21度51分02秒6.502メートルの地点
426の地点	425の地点から21度11分52秒3.824メートルの地点
427の地点	426の地点から22度33分27秒9.272メートルの地点
428の地点	427の地点から26度15分39秒9.264メートルの地点
429の地点	428の地点から115度17分19秒4.597メートルの地点
430の地点	429の地点から198度08分14秒9.065メートルの地点
431の地点	430の地点から199度06分35秒8.995メートルの地点
432の地点	431の地点から178度37分58秒4.107メートルの地点
433の地点	432の地点から183度55分24秒6.766メートルの地点
434の地点	433の地点から202度24分20秒12.010メートルの地点
435の地点	434の地点から174度33分40秒11.077メートルの地点
436の地点	435の地点から184度19分20秒10.389メートルの地点
437の地点	436の地点から176度29分18秒1.600メートルの地点
438の地点	437の地点から155度52分06秒0.516メートルの地点
439の地点	438の地点から124度15分57秒0.717メートルの地点
440の地点	439の地点から111度01分16秒1.513メートルの地点
441の地点	440の地点から83度22分39秒3.138メートルの地点
442の地点	441の地点から7度41分49秒7.556メートルの地点
443の地点	442の地点から1度55分56秒10.648メートルの地点
444の地点	443の地点から25度15分55秒14.451メートルの地点
445の地点	444の地点から354度33分02秒7.529メートルの地点
446の地点	445の地点から38度39分15秒4.663メートルの地点
447の地点	446の地点から22度39分05秒10.391メートルの地点
448の地点	447の地点から47度07分23秒7.921メートルの地点
449の地点	448の地点から15度24分28秒10.568メートルの地点
450の地点	449の地点から19度20分27秒10.800メートルの地点
451の地点	450の地点から36度22分03秒7.231メートルの地点
452の地点	451の地点から39度07分17秒5.971メートルの地点
453の地点	452の地点から310度18分01秒2.416メートルの地点
454の地点	453の地点から43度30分48秒1.744メートルの地点
455の地点	454の地点から130度41分38秒10.133メートルの地点
456の地点	455の地点から46度58分59秒3.780メートルの地点
457の地点	456の地点から49度43分09秒5.002メートルの地点

(3) 面積

4,991.80平方メートル

5 埋立地の用途

道路施設用地を造成し公共の用に供する。

6 埋立に関する工事の施工に要する期間

着手の日から2年間

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 調達件名及び数量

タミフルドライシロップ3% 30g(瓶) 備蓄用
30g包装品 19,920箱(標準体重小児換算量 49,800人分)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成29年10月13日

6 契約者の氏名及び住所

中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号

7 契約価格

95,520,384円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月7日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 米山 隆一

1 調達件名及び数量

財務会計システム一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部基幹病院整備室
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成29年10月4日

6 契約者の氏名及び住所

富士通株式会社 新潟支社
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077

7 契約価格

37,383,119円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果について(公告)

新潟県立燕労災病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルについて、厳正に審査した結果、最優秀提

案者を特定したので、次のとおり公告する。

平成29年11月7日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 米山 隆一

- 1 最優秀提案者
富士通株式会社新潟支社
- 2 実施公告日
平成29年8月15日

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年11月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 要求事項
一時金要求、人員要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求
- 2 期 間
平成29年11月10日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
新潟市秋葉区東金沢1459-1
新潟勤労者医療協会 下越病院
新潟市中央区入船町3-3629-1
新潟勤労者医療協会 舟江診療所
新潟市中央区入船町3-3629-1
新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 入舟
新潟市中央区沼垂東6-4-12
新潟勤労者医療協会 沼垂診療所
新潟市東区空港西1-15-17
新潟勤労者医療協会 ときわ診療所
新潟市西区寺尾東3-8-35
新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所
新潟市秋葉区田家2-1-30
新潟勤労者医療協会 かえつクリニック
新潟市秋葉区荻野町3-8
新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 おぎの里
新潟市秋葉区東金沢1681-1
新潟メディカルプラン みりのり薬局
新潟市秋葉区東金沢1459-5
かえつ福祉会 特別養護老人ホーム あがうら
長岡市前田1-6-7
ながおか医療生活協同組合 ながおか生協診療所
長岡市西新町2-3-22
ながおか医療生活協同組合 生協かんだ診療所
長岡市花園南部土地区画整理事業地28街区1
虹のまち福祉会 特別養護老人ホーム はるか
新潟市南区上下諏訪木770-1
白根保健生活協同組合 白根総合病院
新潟市南区助次右エ門組5
白根保健生活協同組合 介護老人保健施設 みずき苑
新潟市東区竹尾4-13-3
新潟医療生活協同組合 木戸病院

新潟市東区上木戸5-2-1
新潟医療生活協同組合 木戸クリニック
新潟市東区上木戸5-2-1
新潟医療生活協同組合 なじよも
新潟市東区上木戸2-1-35
新潟医療生活協同組合 介護老人保健施設 ほほえみの里きど
新潟市東区東中野山6-17-5
新潟医療生活協同組合 石山診療所

4 概要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長岡都市計画の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年11月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 公聴会の日時

平成29年12月9日（土）午後1時30分から

2 公聴会の開催場所

長岡市千秋4丁目197番地
長岡造形大学 円形講義室

3 事案の概要

別紙「長岡都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、長岡市都市整備部都市計画課、長岡市シティホールプラザアオーレ長岡東棟情報ラウンジ及び見附市建設課において、11月20日（月）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

長岡市及び見附市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び長岡市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成29年11月20日（月）（必着のこと。）

8 公述申出先

- (1) 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
電話 0258-38-2619
- (2) 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）
長岡市都市整備部都市計画課
電話 0258-39-2225
- (3) 長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）
長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ
電話 0258-39-7510
- (4) 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）
見附市建設課
電話 0258-62-1700

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の100名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する長岡市決定の都市計画の決定及び変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

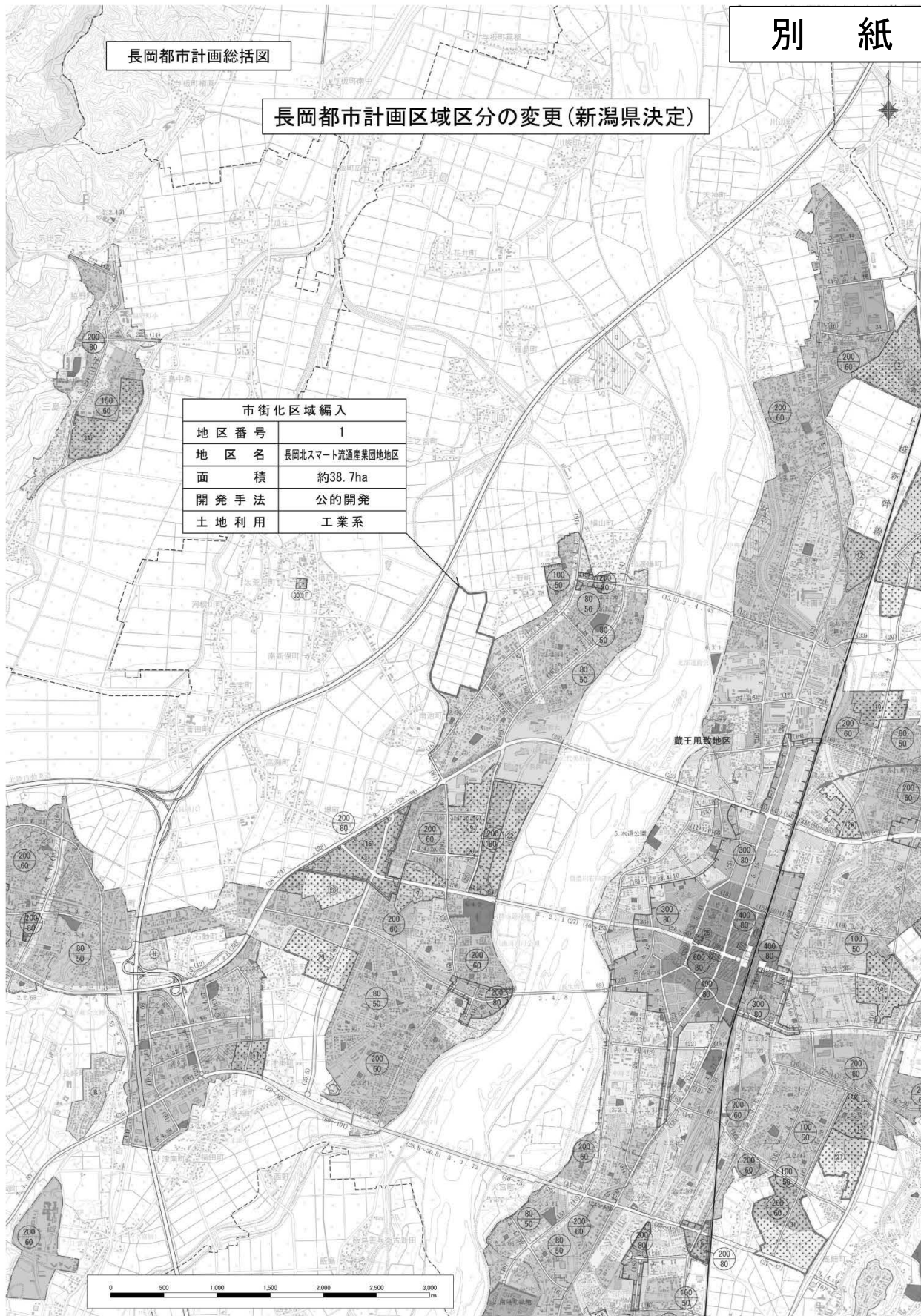
電話 025-280-5429

別紙

長岡都市計画総括図

長岡都市計画区域区分の変更(新潟県決定)

市街化区域編入	
地区番号	1
地区名	長岡北スマート流通産業団地地区
面積	約38.7ha
開発手法	公的開発
土地利用	工業系



監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成28年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成29年11月7日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	石	井		修
新潟県監査委員	横	尾	幸	秀
新潟県監査委員	高	橋		猛

企業会計

部局名	監査の結果	措置の内容
福祉保健部 (基幹病院 事業会計)	<p>【本庁】</p> <p>100万円を超える物品購入に係る随意契約について、参考見積書を複数の業者から徴しておらず、予定価格設定のための比較検討をしていないものがあった。</p> <p>また、当該物品購入に係る見積合わせに際し、本見積書を提出した業者が1社のみであったにもかかわらず、見積合わせを中止せず、当該業者を契約相手方として決定していた。</p> <p>財務規則等に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>今後は、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
病 院 局	<p>【本庁】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在、2,279件48,644,043円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【妙高病院】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在、72件1,073,911円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【中央病院】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在、3,864件73,159,674円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成27年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を</p>

【十日町病院】

過年度未収金について、決算日現在、615件15,441,434円が未納となっていた。

件数、金額ともが増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【精神医療センター】

過年度未収金について、決算日現在、835件16,539,981円が未納となっていた。
未納額の早期収納に努められたい。

【加茂病院】

過年度未収金について、決算日現在、310件5,689,698円が未納となっていた。
未納額の早期収納に努められたい。

委託することに加え、平成24年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成19年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成27年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努める

	<p>【津川病院】 過年度未収金について、決算日現在、270件3,785,774円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【吉田病院】 1 過年度未収金について、決算日現在、755件17,435,563円が未納となっていた。件数が増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>2 本館棟ストレージタンク入替工事に係る指名競争入札について、全ての入札参加者が入札時に工事費内訳書を提出しなかったため、本来当該入札を無効とすべきところ、有効として取り扱い、落札者を</p>	<p>とともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などにより、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成27年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>2 今後は公共工事の入札に際し、入札参加者に対して、入札金額に係る工事費内訳書を提出させ、財務規程等に基づいた適正な入札執行を行ってまいります。</p>
--	--	--

決定していた。
財務規程に基づいた適正な入札執行を行われたい。

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金について、決算日現在、1,909件39,911,810円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。

【新発田病院】

1 過年度未収金について、決算日現在、3,089件88,915,460円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。

2 転院予定患者の診療情報提供書について、誤って個人宅にファクシミリで送信したものがあつた。個人情報への取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

【リウマチセンター】

過年度未収金について、決算日現在、75件2,147,332円が未納となっていた。件数が増加しているため、具体的な回収手

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成21年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 個人情報の取扱いについて、職員への指導を行い、再発防止の徹底に努めます。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努める

	<p>法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【坂町病院】</p> <p>1 過年度未収金について、決算日現在、653件10,214,909円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 100万円を超える委託契約について、契約書及び予定価格書を作成していないものがあった。 財務規程に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>とともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成27年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から弁護士法人に未収金管理回収業務を委託し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>2 職員への周知を図り、財務規程に基づいた適正な事務処理を行ってまいります。</p>
--	---	--

教育委員会公告

平成30年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）
平成30年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。
平成29年11月7日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

- 1 募集幼児・生徒数 11月7日付け県報で公告
- 2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規

定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 盲学校、聾学校幼稚部

ア 平成24年4月2日から平成27年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（盲・聾・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、平成30年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、平成30年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、平成30年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(7) 平成30年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(5) 将来一般就労等を目指す者

(6) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(7) 平成30年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(7) 平成30年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(7) 平成30年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

3 出願

出願は、一人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

平成30年1月22日（月）から1月26日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書（知的障害：職業学級）等、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

平成30年1月29日（月）から2月2日（金）まで、志願変更先の学校（事務局校）で受付を行う。

(5) 面接の期日

平成30年2月9日（金）

(6) 合格者の発表

平成30年2月16日（金）までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等）で行う。

5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、平成30年2月27日(火)に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校(公立、私立)にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校(県内外、公立、私立を問わない)への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願期間

平成30年3月8日(木)から3月14日(水)まで(土・日曜日を除く)、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

平成30年3月15日(木)

(4) 結果の発表

平成30年3月19日(月)までに各学校で行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部(知的障害：普通・重複障害学級)において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「平成30年度新潟県立盲学校・聾学校幼稚部入学者募集要項」及び「平成30年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

平成30年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について(公告)

平成30年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

平成29年11月7日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

1 幼稚部募集

No.	県立学校の名称		位置	募集学級			募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		高田分校	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集(盲・聾・肢体不自由・病弱)

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
					保健医療	1学級	8人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	全日制的課程	産業技術	普通1学級	8人
						重複	若干人
4	新潟県立		新潟市	全日制的課程	普通	普通1学級	8人
						専攻科	産業

	東新潟特別支援学校			課程		重複	若干人
						訪問	若干人
5	新潟県立 はまぐみ特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 上越特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 吉田特別支援学校		燕市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 柏崎特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人

3 高等部募集（知的障害：職業学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人
4	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人

4 高等部募集（知的障害：普通・重複・訪問学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟豊学校	知的障害 普通学級	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
2	新潟県立長岡豊学校	知的障害 普通学級	長岡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通4学級	40人
		川岸分校	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
5	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
6	新潟県立 村上特別支援学校		村上市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校	いじみの分 校	新発田市	全日制の課程	普通	普通2学級	20人
			新発田市	全日制の 課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 駒林特別支援学校		阿賀野市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
9	新潟県立		五泉市	全日制の	普通	普通2学級	20人

	五泉特別支援学校			課程		重複 訪問	若干人 若干人
10	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 小出特別支援学校		魚沼市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		川西分校	十日町市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
訪問	若干人						
12	新潟県立 はまなす特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
13	新潟県立 高田特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		白嶺分校	糸魚川市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
訪問	若干人						
14	新潟県立 佐渡特別支援学校		佐渡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。